

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年6月30日

福岡県知事 殿

届出者 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
氏名 三井化学株式会社
代表取締役社長 橋本 修

(代理人)

住所 福岡県大牟田市浅牟田町30番地
氏名 三井化学株式会社 大牟田工場
執行役員工場長 高井 敏浩

担当者 安全・環境部 安全・環境G
堤 隆弘

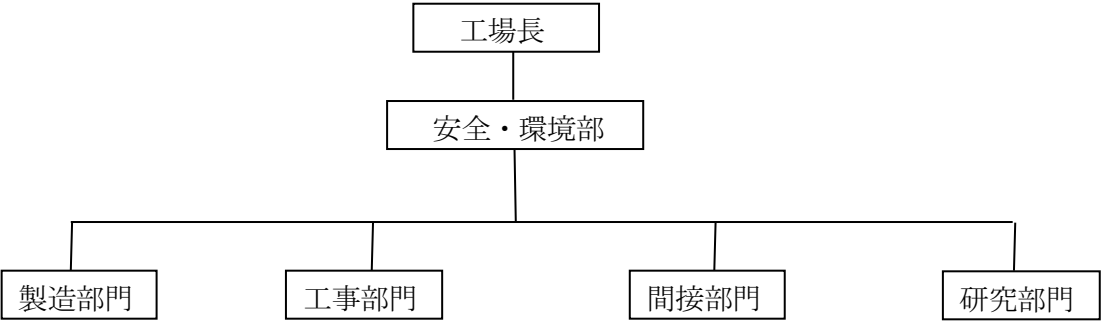
TEL 0944-51-8161

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三井化学株式会社大牟田工場
事業場の所在地	大牟田市浅牟田町30番地
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業・有機化学工業製品製造業・その他有機化合物工業製品製造業
②事業の規模	資本金 125,298百万円
③従業員数	613人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・製造現場、研究他 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害廃棄物(PCB、水銀)、感染性廃棄物、廃石綿類→中間処理業者に委託し処理

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
 <pre>graph TD; A[工場長] --> B[安全・環境部]; B --> C[製造部門]; B --> D[工事部門]; B --> E[間接部門]; B --> F[研究部門];</pre>			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	2,751 t	2,687 t
	(これまでに実施した取組) ・廃油：切替洗浄効率（洗浄回数削減）、再利用による排出量削減 ・廃アリカリ：原料回収による排出量削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	2,500 t	2,600 t
	(今後実施する予定の取組) ・上記を継続実施及び廃油：有価物として売却検討		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃油、廃酸、廃アリカリ、特定有害廃棄物（PCB）、特定有害廃棄物（水銀）、感染性廃棄物、廃石綿類に分別。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記を確実に継続。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	2,751 t	2,687 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	739 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 廃掃法に従い、適正な産廃委託業者を選定し、書面による委託契約を締結するとともに、社内計画に基づき、委託処理先の現地確認および与信管理を実施している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	2,500 t	2,600 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	750 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、委託処理先の現地確認および与信管理を継続する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5,441 t	
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物および特別管理産業廃棄物ともに、既に電子マニフェストシステムにて管理を実施している。		
※事務処理欄			

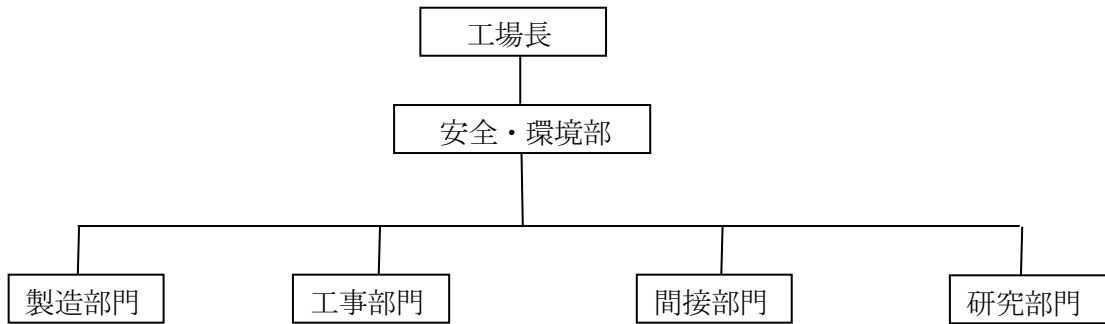
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	1 t	2 t
	(これまでに実施した取組) ・特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	1 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) ・特に無し		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害廃棄物 (PCB)、特定有害廃棄物 (水銀)、感染性廃棄物、廃石綿類に分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記を確実に継続。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

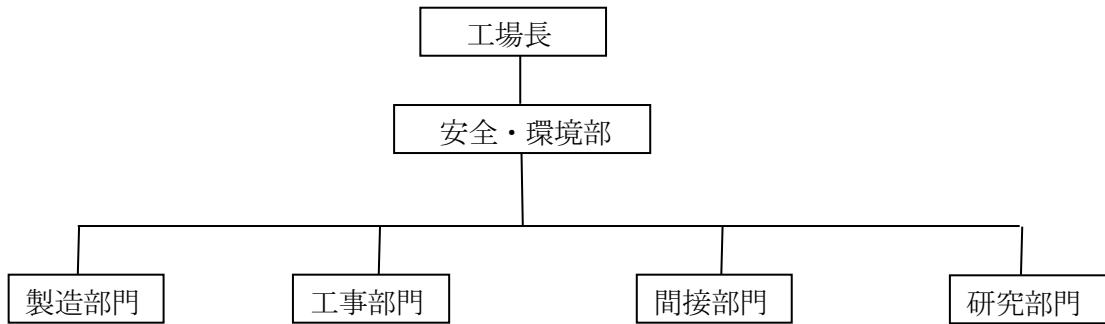
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	1 t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・廃掃法に従い、適正な産廃委託業者を選定し、書面による委託契約を締結するとともに、社内計画に基づき、委託処理先の現地確認および与信管理を実施している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	1 t	1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・引き続き、委託処理先の現地確認および与信管理を継続する。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5,441 t	
(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物および特別管理産業廃棄物ともに、既に電子マニフェストシステムにて管理を実施している。			
※事務処理欄			

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	排出量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	排出量	1 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特に無し		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害廃棄物（PCB）、特定有害廃棄物（水銀）、感染性廃棄物、廃石綿類に分別。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記を確実に継続。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

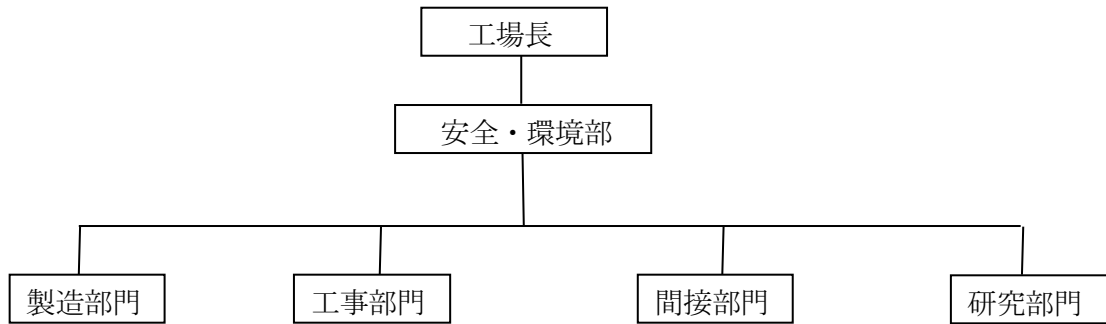
(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物（PCB、水銀）	感染性廃棄物
	全処理委託量	0 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃掃法に従い、適正な産廃委託業者を選定し、書面による委託契約を締結するとともに、社内計画に基づき、委託処理先の現地確認および与信管理を実施している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害廃棄物 (PCB、水銀)	感染性廃棄物
	全処理委託量	1 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、委託処理先の現地確認および与信管理を継続する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5,441 t	
(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物および特別管理産業廃棄物ともに、既に電子マニフェストシステムにて管理を実施している。			
※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	排出量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・原料回収による排出量削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	排出量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記を継続実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、特定有害廃棄物 (PCB)、特定有害廃棄物 (水銀)、感染性廃棄物、廃石綿類に分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記を確実に継続。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿類	
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃掃法に従い、適正な産廃委託業者を選定し、書面による委託契約を締結するとともに、社内計画に基づき、委託処理先の現地確認および与信管理を実施している。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿類
	全処理委託量	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組) ・引き続き、委託処理先の現地確認および与信管理を継続する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5,441 t
(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物および特別管理産業廃棄物ともに、既に電子マニフェストシステムにて管理を実施している。		
※事務処理欄		